

発行者
 徳島ダンプ支部
 〒770-8001
 徳島県徳島市
 津田海岸町8-27
 ☎088-663-2500
 FAX088-663-7706
 メール ctgtokushima@
 twatwa.ne.jp

自主計算書を記入し税金学習会へ

税金の確定申告が始まります。組合では、仕事を終えて集まりやすい夜、日曜日などに税金学習会を行っています。この時期、頭を悩ましている仲間も多いことでしょう。悩んでいる仲間を誘い、参加しましょう。
 自主計算書の「用意するもの」・売上・経費が不明だと計算できません。

組合員拡大月間 二〜三月始まる

組合対象者の紹介を

2月〜3月は、組合員拡大月間です。

この時期税金申告で悩んでいる人、昨年からインボイスに登録し消費税を申告しないといけなくなった人も多いと思います。そういう人に声をかけ共に、組合の税金学習会に参加しましょう。

軽貨物、生コン、建設関係の人も税金学習・労災保険・労働保険・建設国保・自動車共済などダンプと同じような要求で組合に入っています。加入する要求は、人それぞれです。

軽貨物の組合員は、四国全体で4名、建設関係では12人が加入しています。

組合員拡大進む

建交労ダンプ部会に加入していないと仕事に入れないと1月にも1人が加入しました。まだ組合に入っていない人を紹介してください。加入すれば初めに紹介した人に、オイル(20リッター缶)のプレゼントがあります。強く大きい組合を(丸)

白ナンバーで排除 まずは組合へ相談

貨物運送法が改正され違法な「白トラ」利用に係る荷主などに対する規制が4月から施行されます。何人かの組合員から「白ナンバーでは4月から厳しくなるんか」の問い合わせがあります。

組合では、貨物運送法とは別に、車持ち労働者であり違法な白トラには当たらないと説明しています。

昨年より、徳島運輸支局、整備局徳島事務所・那賀川事務所、徳島県建設指導課・旧徳島土木事務所へ要請し車持ち労働者であることは理解しています。そして「白ナンバー排除があれば、発注者として指導します」との回答です。

ましてや私たちの組合は、公共工事で優先的に使われないといけない使用促進団体です。

紹介者にプレゼント



税金学習に必要なもの

自主計算書に必ず記入

組合で使っている「自主計算書」は、ダンプ用に作っています。税務署から送られてくる用紙よりわかりやすく、税務署や税理士も関心する内容になっています。「自主計算書」を必ず記入して学習会

税金学習会場

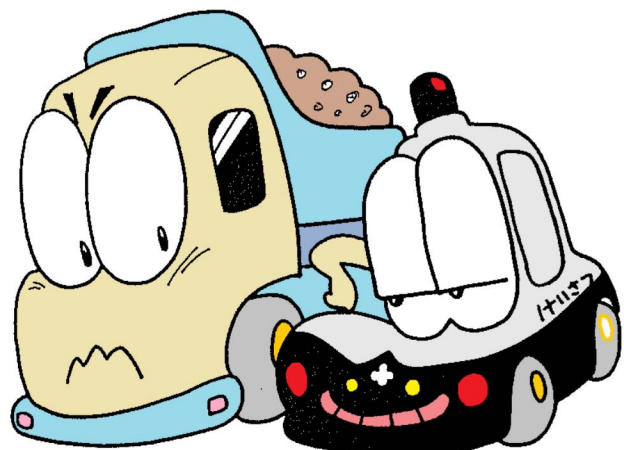
◇二月 七日(土) 午後四時〜八時
三好市・郡 三加茂 西部組合事務所

◇二月十三日(金) 午後五時〜八時
阿波・美馬 久勝公民館(図書室)

◇二月十四日(土) 午後五時〜八時
香川県 サンメッセ香川小会議室 3

◇二月十五日(日) 午前九時〜一二時
徳島市周辺 津田海岸町 組合事務所

◎平日は津田の組合事務所で税金学習を行います。
*事前に予約し来て下さい。



白ナンバーということでは排除された場合は、まず組合に連絡ください。発注者に要請します。

突然の解散総選挙

高市首相は、突然、衆議院を自分の都合で解散し、総選挙に打って出ました。自民党までもが消費税減税を言い出していますが、公約倒れにならないためにも、財源まで示し消費税減税、インボイス廃止の政党を当選させましょう。必ず投票に行きましょう。



に参加しましょう。全国ダンプの傾向として、内訳書(自主計算書)を提出してない人が税務調査に入られる確率が高い(そうです)1月の機関誌に同封しました。なくした人は組合に連絡ください。
 『確定申告のお知らせ』
 税務署からの小さな封筒かハガキで送られてきます『確定申告のお知らせ』を必ず持参して下さい。

荷主等の皆さま

自家用ダンプは違法な白トラ行為ではありません

2026年4月から荷主規制（改正貨物自動車運送事業法）が適用されます。

私たち建交労は国土交通省と交渉した際に、「一般貨物トラックの白トラ行為が対象です」との回答を得ています。

自家用（白ナンバー）ダンプについては「使用実態（労働者性）で判断します。白ナンバーダンプを使用してもただちに違法ではありません」との見解。

私たちは、車持ち労働者です

自家用ダンプ排除NO!



● 大型ダンプは、「全国で約20万台。自家用は約12万台（6割以上）。」

2024年12月末でダンプ規制法（国土交通省発表）

● 徳島県のダンプ台数は、令和6年1,323台、緑507台、白816台です。

◎ 白ナンバーなしでは、公共工事は進みません。

● 全国ダンプは、公共工事の使用促進団体です。

自家用ダンプの使用についてお困りの方は、建交労全国ダンプ部会までご相談下さい。

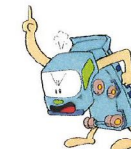


適法性 自家用車(白ナンバー)ダンプ

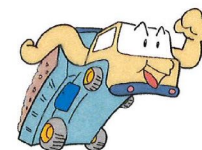


労働者性は契約の形式でない 実質的な使用従属が問題

建設業界の合理化政策で生まれたダンプ



もともとダンプは、会社が持って運転手を雇い動かしていました。しかし、建設業界は仕事の受注に波動性（忙しい時、暇な時が極端）があり、面倒な労務管理や車の管理、交通事故の危険負担が大変な為、建設業界の『合理化政策』のもと、運転手にダンプを償却させ個人持ちとし、不安定な車持ちダンプ労働者をつくりだしてきました。トラックとは違った道を歩んできた経過があります。



背番号は交通安全対策 業者の振分でない

『土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法』、背番号は、交通事故・違反の時、大きな背番号をつけることでどこのだれのダンプかいち早くわかります。また、運転手の安全運転の自覚を高め、事故・違反をなくすための、交通安全対策の為に作られた法律です。ダンプを業者として振り分けたものではありません。国交省は、「ダンプ規制法」の法律はダンプの交通事故防止を目的として制定された法律であり、土砂等を運搬するときは、背番号が表示されていればよい。なんの背番号であるかは問わないと回答しています。

自家用行為(白ナンバー)は適法 労働者なので運送法違反せず



運輸省（国土交通省）は「自家用ダンプの使用については、ケースバイケースで判断するので、ただちに違法ではない」「労働者（労働者性）ならば問題ない」との見解を示しています。

北浜事件(ダンプが運送法違反)では、「ダンプ運転手が労働契約上の権利を有する」と判断しました。

労働契約にあたるか否かは、その契約の形式にとらわれることなく、実質的な使用従属関係で判断すべきとしています。



〒770-8001
徳島県徳島市津田海岸町8-27
建交労徳島ダンプ支部